生け垣設置費用の一部を助成

市では、身近な緑を増やすため、市内に住宅を所有または新築する人が、生け垣を新設する際の費用の一部を助成しています。

対　象▼幅員4㍍以上の公道に面した、延長3㍍以上の生け垣の設置

助成内容▼次のいずれかを選択／①1㍍につき5,000円を助成(上限10万円)、②希望する樹木(指定の樹種から選択)と生け垣造りに必要な資材を配付(植栽延長20㍍を限度)

申し込み▼生け垣を設置する前に、申請書など必要書類を直接または郵送で〒242-8601市役所みどり公園課へ。申請書は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

※ブロック塀を壊して生け垣を造る場合には、6万円を限度にブロック塀の撤去費用を助成。また、幅員4㍍以上の公道に面した延長10㍍以上の美しい生け垣には、1件につき年額5,000円の奨励金制度があります。

問市役所みどり公園課みどり推進担当☎(260)5451 FAX(260)6281。

雨水タンクの購入費を一部補助

市では、雨水の有効利用を図るため、雨水タンクの購入費を一部補助しています。

対　象▼市内に雨水タンクを設置する市内在住者

補助額▼雨水タンク1基につき、本体価格の2分の1以内(ただし、1,000円未満は切り捨て)で限度額は3万円

申し込み▼購入前に申請書など必要書類を直接市役所河川・下水道整備課へ。申請書は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

※建物1棟につき2基まで補助。ただし、建物が別であっても申請者が同じ場合は、同一年度に2基まで。また雨水タンクは屋外専用で、目安として約70㌢四方の設置スペースが必要です。

問市役所河川・下水道整備課排水設備担当☎(260)5468 FAX(260)5474。

ごみの減量化、資源化を目指して
生ごみ処理容器などの購入費を一部補助

市は、生ごみ処理容器などの購入費を一部補助しています。ぜひご活用ください。

補助対象品目▼①生ごみ処理容器、②電動式生ごみ処理機、③ガーデンシュレッダー

対　象▼市内在住者または市内で同一事業を1年以上営み、今後も継続して営む事業所(いずれも市税などの未納がなく、5年以内に当該補助を受けていないこと)

申し込み▼購入後6か月以内に申請書、補助金請求書、領収書の原本(返却しません)、メーカーの保証書(①は取扱説明書)のコピーを、直接または郵送で〒242-0026草柳3-12-1環境管理センター収集業務課へ。

※申請書と請求書は市役所環境総務課、環境管理センター、渋谷分室、各連絡所で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

問環境管理センター収集業務課資源循環担当☎(269)7343 FAX(268)6715。

○補助の内容

	①生ごみ処理容器	②電動式生ごみ処理機	③ガーデンシュレッダー
購入金額	1台の本体価格が税込み5,000円以上のもの		
補助額	購入金額の10分の9	購入金額の4分の3	
補助の上限額	5,000円 (100円未満切り捨て)	50,000円 (1,000円未満切り捨て)	30,000円 (1,000円未満切り捨て)
補助数量の限度	1世帯または1事業所で2台まで	1世帯または1事業所で1台まで	

※ガーデンシュレッダーについては、自治会への補助もあります。詳しくはお問い合わせください。

「大和市火災予防条例」改正案にご意見を

市消防本部は、催しにおける火災予防を強化するため、「大和市火災予防条例」の一部改正を進めています。このたび、その改正案がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

提出方法▼7月15日(火)(必着)までに、任意の書式に意見、住所、氏名を明記し、直接、ファクスまたは郵送で〒242-0018深見西4-4-6消防本部予防課へ。市のホームページからも可。

※改正案は、市役所情報公開コーナー、消防署本署、各分署・出張所、保健福祉センター、渋谷分室、各連絡所、各学習センター、各コミセンのほか、市のホームページでも閲覧できます。

※電話や口頭によるご意見は受け付けませんのでご了承ください。

※寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、市のホームページなどで公表する予定です(個々の意見には直接回答しません)。

問消防本部予防課予防担当☎(260)5778 FAX(262)0119。

「子ども・子育て支援新制度」実施に向けた各条例骨子案にご意見を

市は、来年4月から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」に向け、各種条例の制定・改正を進めています。このたび各条例骨子案がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

共通事項

提出方法▼7月1日(火)～31日(木)(必着)に、任意の書式に意見、住所、氏名を明記し、直接、ファクスまたは郵送で①～③は〒242-8601保健福祉センターこども施策推進準備室、④は〒242-0021中央1-5-14青少年センターこども・青少年課へ。市のホームページからも可。

※各案は、市役所情報公開コーナー、各提出先窓口、渋谷分室、各連絡所、各学習センター、各コミセンのほか、市のホームページでも閲覧できます。

※電話や口頭によるご意見は受け付けませんのでご了承ください。

※寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、市のホームページなどで公表する予定です(個々の意見には直接回答しません)。

条例骨子案

①「(仮称)大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例」(新規)

保育者の自宅などで子どもを預かる「家庭的保育(保育ママ)」や20人未満の小規模な保育事業実施者に対する認可基準を定めます。

②「(仮称)大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例」(新規)

保育所や幼稚園などの施設や保育事業実施者が、市からの給付金を受けるに当たり、教育・保育を適切に実施・運営できるかを確認するための基準を定めます。

③「(仮称)大和市保育の実施に関する条例」(改正)

新制度では、保護者からの申請に基づき、市が保育の必要性の認定をします。そのための手続きや認定方法などについての基準を定めます。

④「(仮称)大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(新規)

放課後児童クラブを運営する市と事業者が遵守すべき基準を定めます。

問
- ①～③保健福祉センターこども施策推進準備室こども施策推進担当☎(260)5672 FAX(264)0142
- ④青少年センターこども・青少年課こども・青少年育成担当☎(260)5224 FAX(261)4900。

東日本大震災義援金報告

皆さんから寄せられた東日本大震災義援金の累計額は、53,540,285円となっています(5月31日現在)。

義援金は、日本赤十字社を通して被災地に送られます。

問保健福祉センター健康福祉総務課地域福祉担当☎(260)5604 FAX(262)0999。